

相生市防災計画（案）改訂概要

相生市地域防災計画の改訂について

相生市地域防災計画は、これまで兵庫県地域防災計画等との整合を図りながら、地域の実情に応じた改訂を行ってきました。前回は平成24年に大きな改訂作業を行い、計画を推進してきております。

しかし、この数年間に起こった災害。特に平成23年3月に発生した東日本大震災を始め、平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害、全国各地で頻発する大規模災害を背景に災害対策基本法その他の関係法令が改正され、また、国の防災基本計画並びに兵庫県地域防災計画が修正されたことを受け、見直しを図ってまいりました。また、各地で起きる突発的な大規模事故等へも対応するため、計画の追加等を進めてまいりました。

見直し内容については、法的要件は勿論、最新の災害情報等を踏まえ、市として対応すべき防災体制に関する事項の見直し等が主なものとなっております。

なお、修正すべき点が新たに生じた場合は改めて追加することとし、現時点で修正すべき点を先行して改訂するものいたします。

1 構成

【変更なし】

- 第1編 総則
- 第2編 災害予防計画
- 第3編 災害応急対策計画
 - 第1部 一般災害対策計画
 - 第2部 震災対策計画
- 第4編 災害復旧計画
- 第5編 災害復興計画
- 第6編 津波災害対策編

2 重点を置くべき事項

- (1) 災害への即応力の強化
- (2) 被災地への迅速な物資供給と要員派遣
- (3) 市民の円滑な避難
- (4) 被災地への迅速な物資供給と要員派遣
- (5) 事業者や市民との連携
- (6) 円滑かつ迅速な復興

3 計画の主な修正内容と区分

区分	主な内容	該当箇所
第1編 総則 第2節	計画の考え方 【新規】 ・災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、被災したとしても人命が失われないことを最優先とするとし、自助・互助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進、女性の参画の促進等を記載した。	P 2
第3節	計画の性格 【追加】 ・海上災害対策の内、相生市の応急対策の事項を記載した。	P 3
第4節	重点を置くべき事項 【新規】 ・特に重点を置くべき6項目を記載した。	P 4
第5節	防災機関に関する業務の大綱 【修正】 ・防災機関それぞれの役割について関係各機関からの時点修正を反映した。 ・消防体制が変わり、広域消防組織として西はりま消防組合相生消防署が設置されたことから、それに伴う修正を行った。	P 5～ 1 2
第7節	相生市の自然 【修正】	P 1 4～
第8節	相生市の社会的な状況 【修正】 ・気象や人口等について最新データに更新した。	3 3
第11節	地震災害の危険性と被害の特徴 【修正】 ・最新の県地震被害想定に基づき、南海トラフ地震の被害想定結果を更新した。	P 3 9～ 5 7
第13節	大規模事故災害の想定 【追加】 ・大規模事故例を記載した。	P 6 3～ 6 4
第14節	海上事故災害の想定 【追加】 ・現計画に海上災害想定が記載されていないため、災害想定を追加記載した。	P 6 5
第15節	原子力等災害の想定 【追加】	P 6 6

区分	主な内容	該当箇所
	・現計画に原子力等災害想定が記載されていないため、災害想定を追加記載した。	
第2編 災害予防計画	災害予防計画の体系を整理し基本目標を設定 【継続】 ・現計画の5つの基本目標を継続して設定し、市として取り組むべき施策を体系ごとに整理した。 ○ 住民と協働による防災力の向上 ○ 災害に強いまちづくり ○ 的確な防災情報処理の実施 ○ 災害対応能力の向上 ○ 災害の予防と被害軽減対策	P 6 7 ~ 6 8
第1章 第1節	住民との協働による防災力の向上 住民の防災力の向上 【追加】 ・「自らの命は自ら守る」という、防災・危機管理意識の普及、啓発について記載した。また、市民に対する周知する情報として、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得を記載した。	P 6 9 ~ 7 1
第3節	自主防災組織の住民の防災力の向上 【追加】 ・自主防災組織への指導や、地区防災計画についての記載を追加した。	P 7 4 ~ 7 6
第6節	災害ボランティアとの協働体制の強化 【追加】 ・災害ボランティア等の確保について記載した。	P 8 3 ~ 8 6
第7節	消防団の防災力の向上 【新規】 ・地域防災の中核的役割を担う消防団について、新たに節を設け、現状と課題、具体的な施策を記載した。	P 8 7 ~ 8 8
第2章 第1節	災害に強いまちづくり 防災拠点の整備 【追加】 ・データのバックアップ対策や防災拠点間の連携について追加記載した。	P 8 9 ~ 9 2
第2節	都市の防災構造の強化 【追加】 ・屋内での待機等の安全確保措置への留意について、	P 9 3 ~ 9 6

区分	主な内容	該当箇所
	追加記載した。	
第6節	建築物等の耐震性の確保 【追加】 ・落下物等の対策について記載した。	P 1 0 8 ～ 1 1 0
第7節	土木構造物等の災害予防対策 【追加】 ・現計画で記載していなかったため池施設の整備と港湾施設の整備について、新たに追加記載した。	P 1 1 1 ～ 1 1 2
第3章	的確な防災情報処理の実施	
第1節	通信機器・施設の整備・運用 【修正】 ・防災行政無線の放送が開始されることから、防災行政無線の活用による情報発信を行うよう修正した。	P 1 1 6 ～ 1 1 8
第4章	災害対応能力の向上	
第1節	組織体制の整備 【追加】 ・災害対策要員の確保体制や連絡、召集手段について記載し、災害発生時に即応できる危機管理体制の強化を図った。	P 1 1 9 ～ 1 2 1
第2節	研修・訓練の実施 【追加】 ・自主防災組織等の訓練の概要の中で、女性の参画を含めた訓練の実施に努めることを記載した。	P 1 2 2 ～ 1 2 4
第5章	災害の予防と被害軽減対策	
第4節	津波災害対策の推進 【追加】 ・南海トラフでの津波対策の推進について記載した。	P 1 3 5 ～ 1 3 8
第8節	災害救助医療体制の整備 【追加】 ・心的外傷後ストレス障害等への検討について追加記載した。	P 1 4 6 ～ 1 4 7
第10節	避難所対策の充実 【修正】 ・指定緊急避難場所、指定避難所の指定について記載した。また、広域一時滞在への配慮についても記載した。	P 1 5 0 ～ 1 5 2
第11節	災害時帰宅困難者対策の推進 【新規】	P 1 5 3

区分	主な内容	該当箇所
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに節を設け、帰宅困難者への支援や普及啓発等について記載した。 	<p>～154</p>
<p>第12節</p>	<p>備蓄体制等の整備 【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現計画では、概ね3日間としていた食料・飲料水の備蓄を、「最低でも3日間、可能な限り1週間」と修正した。 	<p>P155 ～158</p>
<p>第15節</p>	<p>廃棄物対策の整備 【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧を図るため、災害廃棄物の処理方法等について、新たに記載した。 	<p>P163 ～164</p>
<p>第17節</p>	<p>避難行動要支援者支援対策の強化 【修正】【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」と修正した。 ・避難支援計画個人票の共有について記載した。 	<p>P168 ～172</p>
<p>第3編(1) 第2章 第1節</p>	<p>災害応急対応計画（一般災害対策計画）</p> <p>迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>組織及び職員の動員等</p> <p>災害対策本部体制見直しに係る修正・追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集および共有等を行う必要がある時に敷く「災害警戒体制」の状況判断や必要な指令を、防災監が行うこととした。 <p>【災害警戒体制の設置基準】</p> <p>防災監は、災害警戒本部を設置されるまでの間で、情報の収集及び共有等を行う必要があるとき、危機管理課に警戒体制を敷くことができる。災害に対する応急活動体制が必要な場合で、本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は防災監が行う。</p> <p>組織図、事務分掌の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課の創設など、最新の組織体制に合わせて組織図、事務分掌を修正した。 	<p>P180 ～189</p>
<p>第3節</p>	<p>情報の収集・伝達</p> <p>注意報・警報基準の見直しに係る修正等 【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相生市における警報及び注意報の発表基準を修正し 	<p>P193 ～211</p>

区分	主な内容	該当箇所
	<p>た。また、記録的短時間大雨情報の発表基準についても修正した。</p> <p>特別警報の追加、津波警報の修正等 【追加】【修正】 ・ 特別警報や津波警報の発表基準、とるべき行動について追加した。</p> <p>避難勧告等の判断材料 【追加】 ・ 避難勧告等の判断材料となる、水害や土砂災害に関する情報を記載した。</p> <p>情報伝達 【修正】 ・ 消防体制が変わり、広域消防組織として西はりま消防組合相生消防署が設置されたことから、それに伴う修正を行った。</p> <p>被災者支援のための情報の収集・活用 【追加】 ・ 被災者の個人情報の管理に配慮しつつ、安否情報等への活用、情報の収集に努めることを記載した。</p> <p>被災者台帳の作成 【追加】 ・ 被災者援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳の作成に努めることを記載した。</p>	
第5節	<p>防災関係機関等との連携 【追加】 ・ 市が事務を行えない場合、兵庫県知事が市長の事務代行を行うことを記載した。</p>	P 2 1 6 ～ 2 2 3
第3章 第2節	<p>円滑な災害応急活動の展開</p> <p>防除計画 【修正】 ・ 最新の水防計画の内容に修正した。</p>	P 2 3 4 ～ 2 5 4
第6節	<p>交通・輸送計画 【追加】 ・ 災害対策基本法の改正により、道路上の放置車両等が発生し、災害応急対策の実施に著しい支障や緊急の必要性があると認められるときに、道路管理者が通行を確保するために行うことができる措置、措置命令について、新たに記載した。</p>	P 2 7 0 ～ 2 8 1

区分	主な内容	該当箇所
第7節	<p>避難計画 【追加】【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「避難準備情報」の記述を「避難準備・高齢者等避難開始」と修正した。 ・避難勧告の中で、近隣のより安全な場所・建物等、である「緊急的な退避場所」や、「屋内での安全確保措置」について記載した。 ・「避難勧告等の決定」において高潮時の避難勧告等の発令基準を追加記載した。 ・指定緊急避難場所、指定避難所の指定について記載した。 ・避難所の運営の中で、要配慮者や子育て家庭への配慮について記載した。また、男女のニーズの違いについても配慮するよう記載した。 ・避難場所における家庭用動物のためのスペース確保に努めるよう記載した。 ・避難所の保健・衛生対策について、新たに記載した。 ・避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮について記載した。 	P 2 8 2 ～ 2 9 7
第9節	<p>住宅応急対策 【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給方法の中に、民間賃貸住宅の借上げについて記載した。 	P 2 9 9 ～ 3 0 4
第11節	<p>給水計画 【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水に際し、広報に努めることを記載した。また、病院、救護所等へ優先的な給水について記載した。 	P 3 1 0 ～ 3 1 3
第15節	<p>遺体処理計画 【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「死体」を「遺体」と修正した。 ・収容期間について記載した。 	P 3 2 5 ～ 3 2 7
第18節	<p>避難行動要支援者対策計画 【追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の同意の有無に関わらない、避難行動要支援者名簿の効果的な利用について記載した。また、避難所等における配慮すべき点についても記載した。 	P 3 3 7 ～ 3 4 0
第23節	<p>環境対策の実施 【追加】</p>	P 3 5 2

区分	主な内容	該当箇所
<p>第25節</p> <p>第3編 第2部 第3節</p>	<p>・環境汚染等の防止対策について、新たに記載した。</p> <p>災害救助活動要員の確保計画 【追加】</p> <p>・ボランティアの受入れ調整や受入れに当たっての基本事項について記載した。</p> <p>災害応急対応計画 (震災対策計画)</p> <p>情報の収集・伝達 【修正】</p> <p>・気象庁の情報を、最新のものに修正した。</p>	<p>P 3 5 4 ～ 3 5 9</p> <p>P 4 2 9 ～ 4 4 4</p>
<p>第4編 第1節</p> <p>第2節</p> <p>第4節</p> <p>第5節</p>	<p>災害復旧計画</p> <p>公共施設等の災害復旧 【修正】</p> <p>・災害復旧事業計画の種類について修正した。</p> <p>激甚災害の指定について 【修正】</p> <p>・財政援助対象事業に関する一覧表を修正した。</p> <p>民生安定のための緊急措置 【修正】</p> <p>・被災者生活再建支援法の概要の中で、法の対象となる災害に高潮と津波を追加修正した。</p> <p>住宅の復旧対策 【修正】</p> <p>・住宅復旧の主な種類について修正した。</p> <p>・公営住宅法による災害公営住宅について、建設のための要件を修正した。</p> <p>(暴風雨、洪水、高潮、その他異常な自然現象)</p> <p>・兵庫県住宅再建共済制度の概要について修正した。</p>	<p>P 5 1 5 ～ 5 1 6</p> <p>P 5 1 7 ～ 5 2 0</p> <p>P 5 2 2 ～ 5 2 6</p> <p>P 5 2 7 ～ 5 3 2</p>
<p>第5編 第1節</p>	<p>災害復興計画 復興体制の確立 【修正】【追加】</p> <p>・災害復興本部の所掌事務等について修正した。</p> <p>・新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定するという災害復興計画の基本的な考え方や策定手順、策定上の留意事項について、新たに記載した。</p>	<p>P 5 3 3 ～ 5 3 5</p>

第6編	津波災害対策計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）	
第1章	総則	
第1節	推進計画の趣旨 【追加】 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、地震防災対策推進を図るとい う計画の目的について記載した。	P 5 4 1
第2節	推進区域 【追加】 ・推進地域の区域を修正した。	P 5 4 2
第4節	南海トラフ地震の被害の特性 【追加】 ・帰宅困難者の発生、地下空間の浸水、津波火災の発生 について記載した	P 5 5 1 ～5 5 2
第5節	減災シナリオの実現 【新規】 ・兵庫県の計画を参考に、減災シナリオの実現のため の取組みを記載した。	P 5 5 3
第4章	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	
第3節	津波に関する情報の伝達等 【修正】 ・津波警報、津波予報、その他地震及び津波に関する情 報について、最新のものに修正した。 ・居住者への情報伝達の手段として、防災行政無線を 記載した。	P 5 6 9 ～5 8 8
第4節	避難対策等 【追加】 ・避難する場合の方法について、原則、徒歩とすること を記載 ・避難所等の維持・女性を参画させるなど、運営に関し て男女双方の視点に配慮することを記載した。	P 5 8 9 ～6 0 2
第7節	交通機関 【追加】 ・海上交通における漂流物除去等について記載した。	P 6 0 7 ～6 0 8
第6章	地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報	
第1節	地域防災力の向上 【追加】 ・企業への業務継続計画（BCP）等の策定の推進	P 6 1 4 ～6 1 6

計画策定のスケジュールについて

